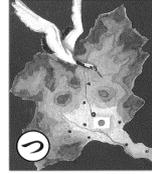




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年2月19日(火) 第9675号

目次

告示

○知事指定薬物の指定(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第39号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年2月19日

群馬県知事 大澤 正 明

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-(2-フルオロフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]プロパンアミド(通称名Ortho-fluorofentanyl、2-Fluorofentanyl、o-fluorofentanyl)及びその塩類
- (2) N-(4-メトキシフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]ブタンアミド(通称名p-Methoxybutyrylfentanyl、Paramethoxybutyrylfentanyl、4-Methoxybutyrylfentanyl、4-MeO-BF)及びその塩類
- (3) N-エチル-1-(2-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン(通称名2-FEA、2-fluoroethamphetamine)及びその塩類
- (4) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド(通称名ADB-CHMICA)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成31年2月20日